

押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令 の一部を改正する政令について（概要）

1. 改正の背景

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、原則として全ての見直し対象手続（所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものをいう。）について、恒久的な制度的対応として、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行うこととされていることを踏まえ、総務省所管政令において押印を求めている手続等について、押印を不要とする等の所要の改正を行う。

2. 改正の概要

押印又は署名を求めている以下の政令の規定について、押印及び署名を不要とする等の所要の改正を行う。

- ・ 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第33条第2項
- ・ 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第15条、第23条の11及び第129条の8第1項
- ・ 住居表示に関する法律施行令（昭和42年政令第246号）
第1条第1項、第2条第1項及び第3条
- ・ 住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第26条
- ・ 公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号）第4条第1項及び第5条第2項
- ・ 政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）第23条第1項
- ・ 地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第28条第1項
- ・ 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成22年政令第135号）第7条及び第26条
- ・ 行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）
第3条第1項及び第3項、第4条第2項及び第3項、第18条、第26条第2項、別表第2
並びに別表第3